

健 第 1 3 9 0 号
令和 4 年 2 月 2 2 日

(公社) 岡山県医師会長 }
(一社) 岡山県病院協会会長 } 殿

岡山県保健福祉部健康推進課長

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

また、本通知は次のホームページに掲載しています。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健福祉部健康推進課
感染症対策班

TEL: 086-226-7331

FAX: 086-225-7283

健 発 0 2 2 1 第 3 号
令 和 4 年 2 月 2 1 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第23号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 初回接種の実施方法として、以下の方法を追加する。
 - ・ 1.3 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の承認を受けたものに限る。）を18日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.2ミリリットルとする方法

第二 施行期日

公布の日（令和4年2月21日）

○厚生労働省令第二十三号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種）</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器</p>	改 正 前	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種）</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p>
-------------	---	-------------	---

2 （略）	<p>等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限り、を十八日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法</p>
2 （略）	

附 則
この省令は、公布の日から施行する。